

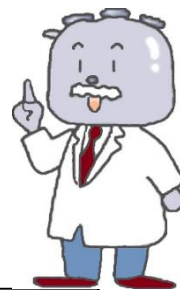


これからの浄化槽について

令和2年11月9日 令和2年度浄化槽トップセミナー高知



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 山本 泰生



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

目次

1. 浄化槽の現状と課題

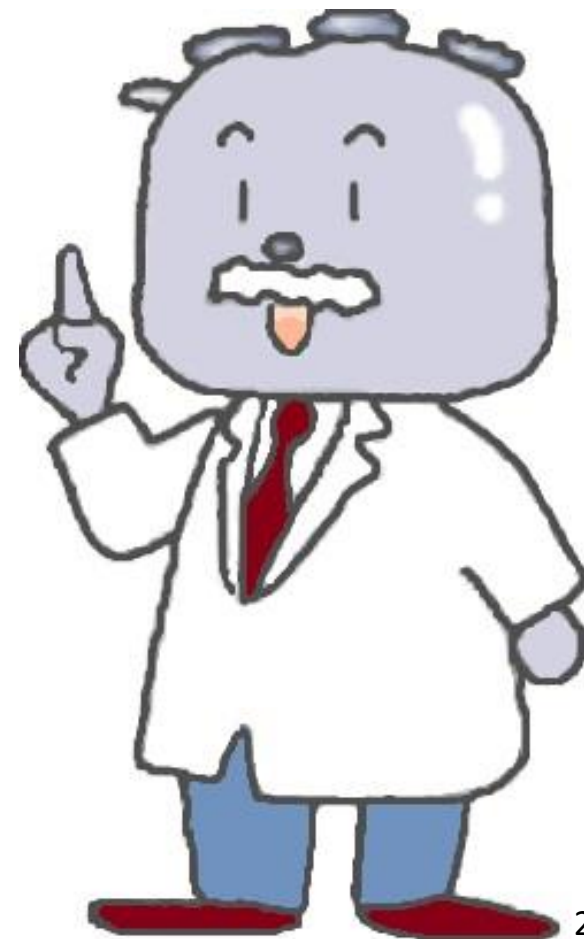
2. 最近の浄化槽行政の方向性

3. 改正浄化槽法

4. 令和元年度からの予算制度

5. 令和2年度予算

6. 令和3年度概算要求の概要



1. 浄化槽の現状と課題

(1) 浄化槽の特長

処理性能が優れている

微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並み(20mg/l以下、BOD除去率90%以上)に汚水の処理が可能です。窒素やリン除去などの高度処理にも対応しています。



単独処理浄化槽の約8倍の処理能力

し尿のみならず生活雑排水も処理可能な合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、約8倍の汚水処理能力があります。

省スペースで設置、投資効果の早期発現

個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事も概ね1週間程度で設置できるため、効果の早い発現が期待できます。



地震など、災害への対応力がある

個別処理であり、早期復旧が可能で、地震などへの災害対応力があるという特徴があります。
※東日本大震災の調査では、全損は3.8%(震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象)

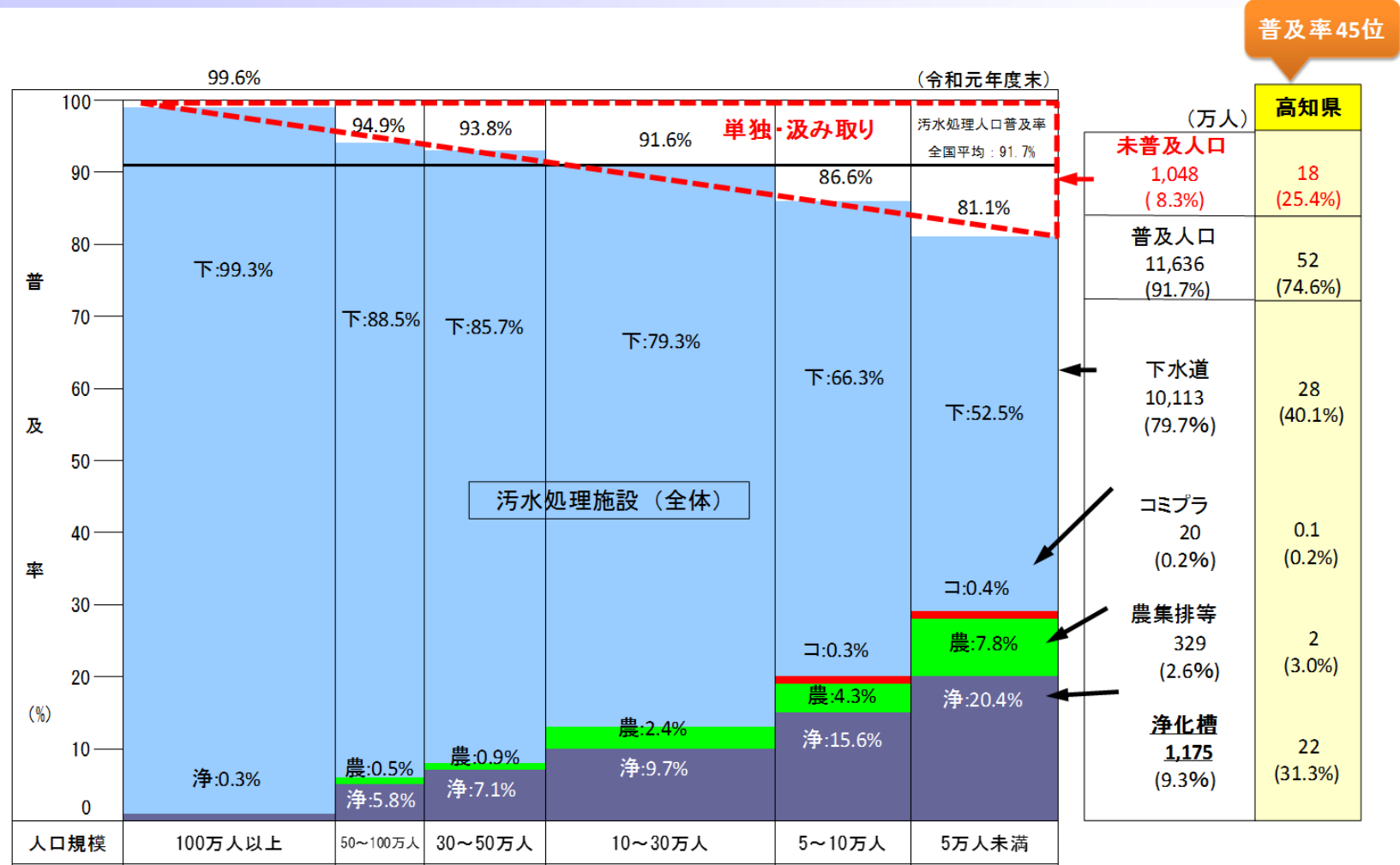
水環境の変化が小さい

整備前後において、各戸から排水されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。



1. 浄化槽の現状と課題

(2)都市規模別の汚水処理施設の普及状況



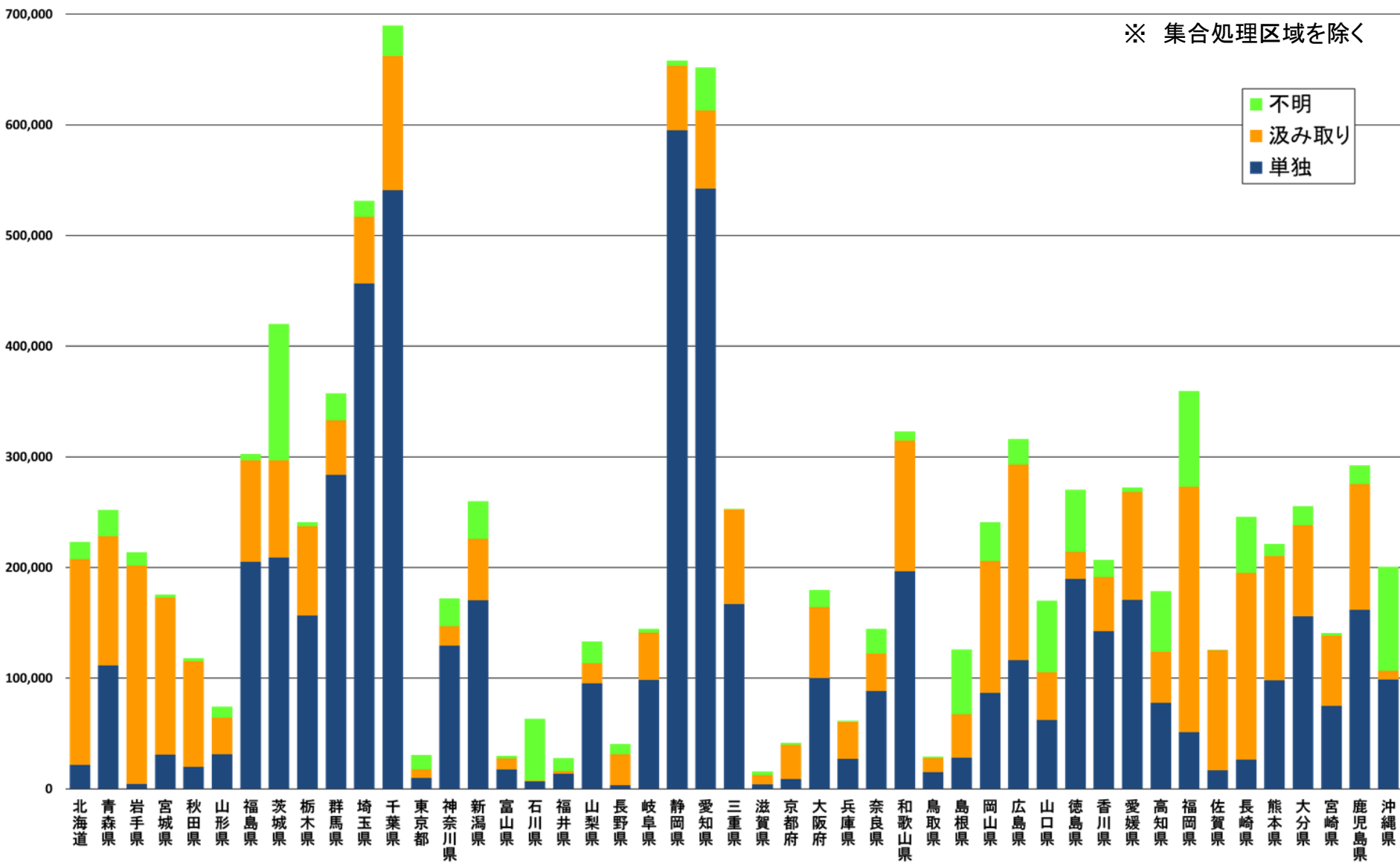
都市規模別汚水処理人口普及率（令和元年度末）

※東日本大震災の影響で調査不能な3市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

1. 浄化槽の現状と課題

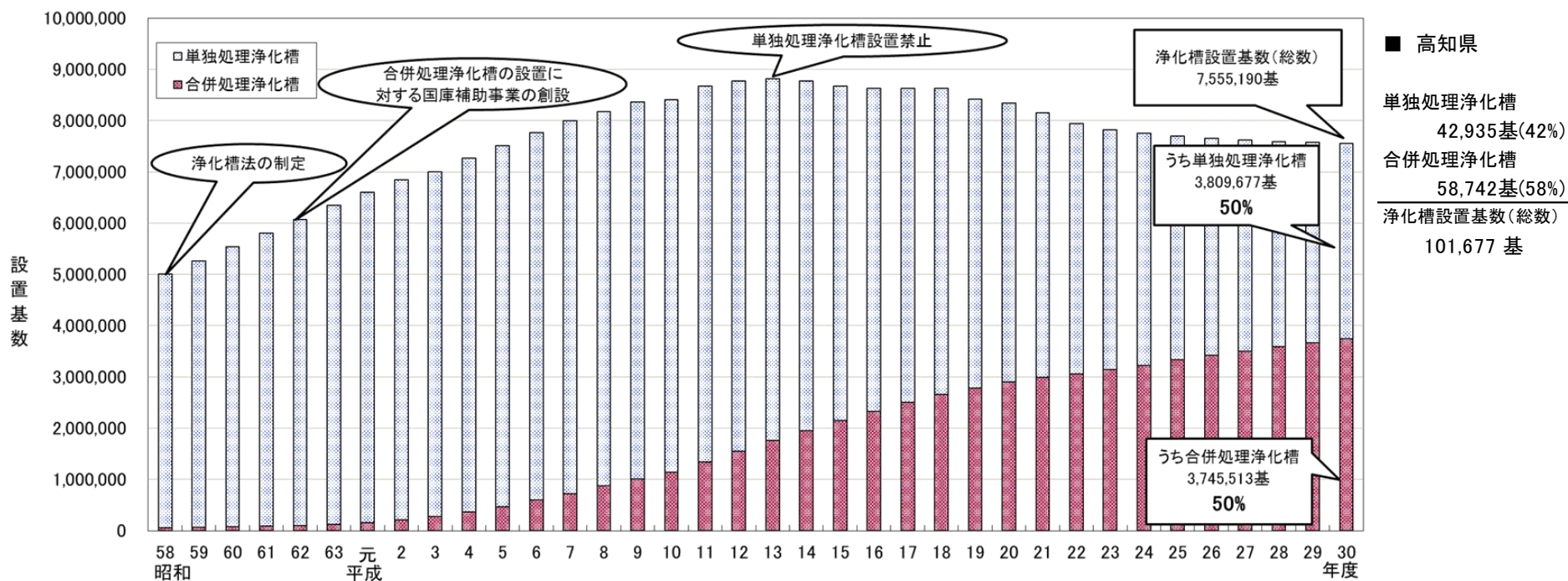
(3) 汚水処理未普及人口の内訳(令和元年度末)



1. 浄化槽の現状と課題

(4) 浄化槽設置基数の推移(～30年度末)

- 平成12年浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。
- し尿のみしか処理しない既存の単独処理浄化槽は徐々に減少するものの未だに約400万基存在。
- 老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進が水質改善・防災対策のために重要。

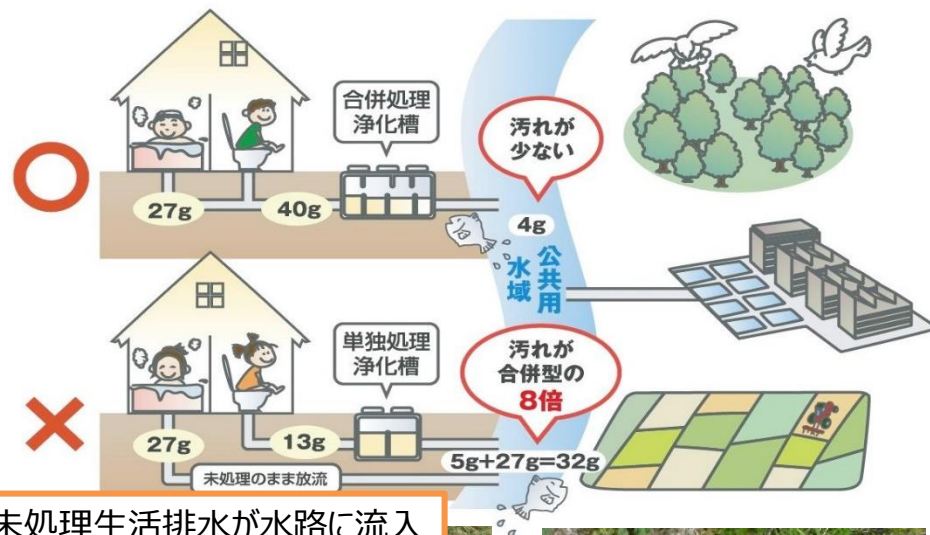


1. 浄化槽の現状と課題

(5) 単独処理浄化槽の転換

- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約 8 倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。
- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約400万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁負荷



単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
(2017年度で約6,000件)
生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

単独浄化槽の転換には浄化槽本体のみならず、**宅内配管工事**への補助が必要。

※令和元年度より補助開始

1. 浄化槽の現状と課題

(6)多くの関係者によって支えられる浄化槽

浄化槽は多くの関係者によって支えられており、その役割は浄化槽法に規定されている。

浄化槽法の概要（昭和58年制定）※議員立法により成立

法律の目的

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与

浄化槽の製造

浄化槽からの放流水に係る水質基準が確保される構造基準を建築基準法令にて定め、当該構造基準に適していることを国土交通大臣が認定

浄化槽の設置

- ・ 工事の技術上の基準
- ・ 浄化槽工事業に係る登録（都道府県知事）
- ・ 浄化槽設備士の設置

浄化槽の保守点検

- ・ 保守点検の技術上の基準（年3回以上の実施）
- ・ 浄化槽保守点検業に係る登録（都道府県知事）
- ・ 浄化槽管理士の設置

浄化槽の清掃

- ・ 清掃の技術上の基準（年1回の実施）
- ・ 浄化槽清掃業の許可（市町村長）

浄化槽の検査

- ・ 設置後の水質検査（使用開始後3月から5月間）
- ・ 定期検査（毎年1回）

浄化槽は個人主体の「浄化槽管理者」が設置・管理する仕組み

これを、多くの民間の事業者や機関、行政が支える仕組み

浄化槽工事業者
27,099社

保守点検業者
12,345社

浄化槽管理士
42,177人

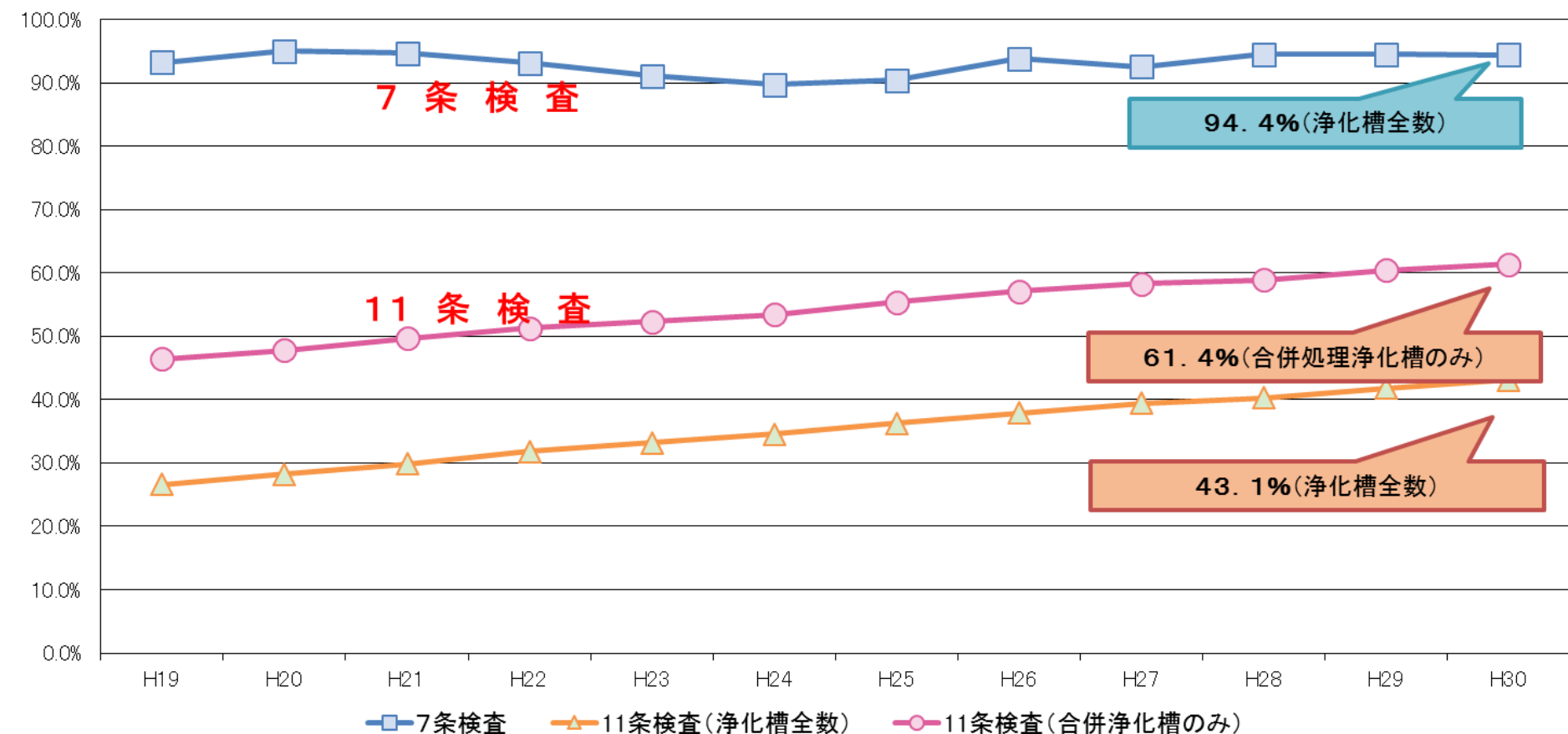
浄化槽清掃業者
5,412社

指定検査機関
66機関

平成31年度（令和元年度）浄化槽の指導普及に関する調査結果より

1. 浄化槽の現状と課題

(7) 法定検査受検率の推移



高知県

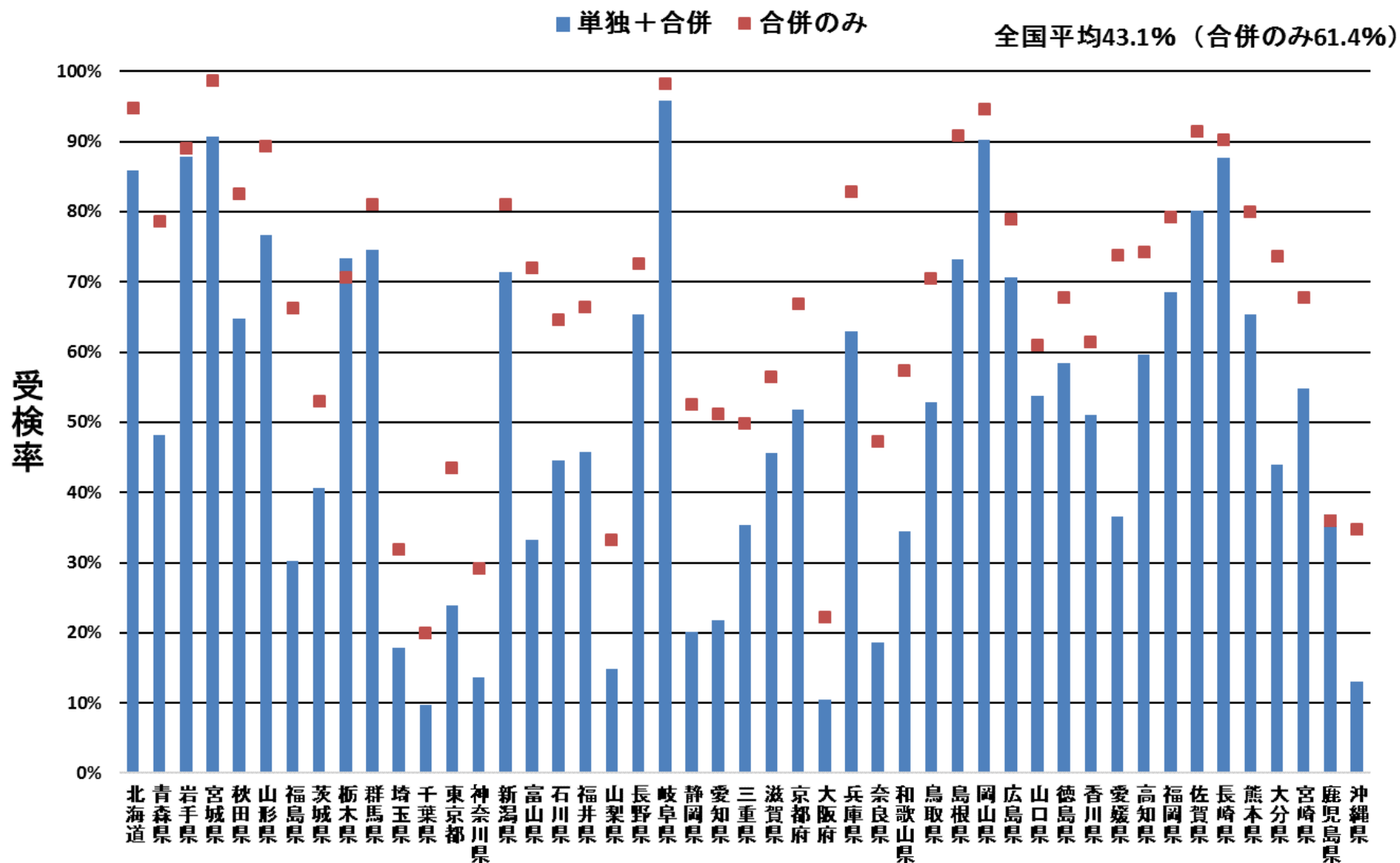
- 7条検査 94.4% **(89.9%)**
- 11条検査 43.1% **(59.6%)**
(うち合併処理浄化槽 61.4%) **(74.2%)**

11条検査は都道府県毎のばらつきが大きい
(参考) 合併処理浄化槽受検率(平成30年度)

80%以上: 14道県
30%未満: 3府県

1. 浄化槽の現状と課題

(8) 都道府県毎の11条検査受検率の状況(平成30年度末)



1. 浄化槽の現状と課題

(9) 法定検査受検率の高い県の実施事例

県名	11条検査 受検率[%]	合併浄化槽 割合[%]	台帳整備	一括契約
岩手県	87.9%	94.3%	有	なし
宮城県	90.7%	74.9%	無	3市町村
岐阜県	95.8%	52.0%	有	4市町村
岡山県	90.2%	71.2%	有	岡山県
長崎県	87.7%	86.0%	有	なし

出典) 環境省, 平成31年度(令和元年度)浄化槽の指導普及に関する調査結果

共通していることは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

- ◎ 台帳整備の推進
- ◎ 一括契約の推進
- ◎ 未受検者に対する受検勧奨
 - ・ 行政と指定検査機関の連名による受検案内
 - ・ 未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用
 - ・ 未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行） など

『法定検査受検率向上の取り組み事例集』

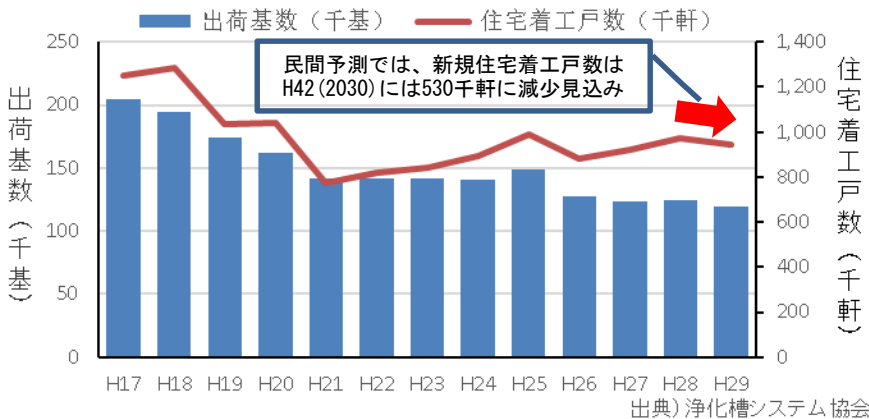
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

1. 浄化槽の現状と課題

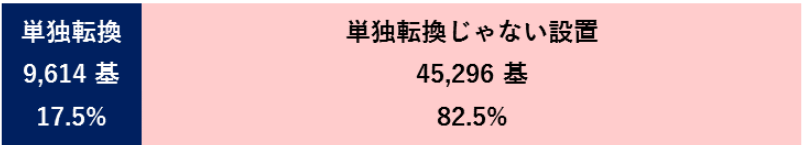
(10) 浄化槽整備の現状、課題

- ・ H29年度の浄化槽の出荷基数は、10年前の68%に減少。住宅着工減により新設需要は減少傾向。
- ・ 浄化槽整備区域の汚水処理普及率は約5割にとどまり、集中的な施設整備が必要。
- ・ 未普及人口の6割近くが単独槽利用。現在、単独転換による設置は国庫助成の約17%にとどまり、単独転換を進めることにより単独転換への執行額を増やす取組が必要。

図 浄化槽出荷基数の動向

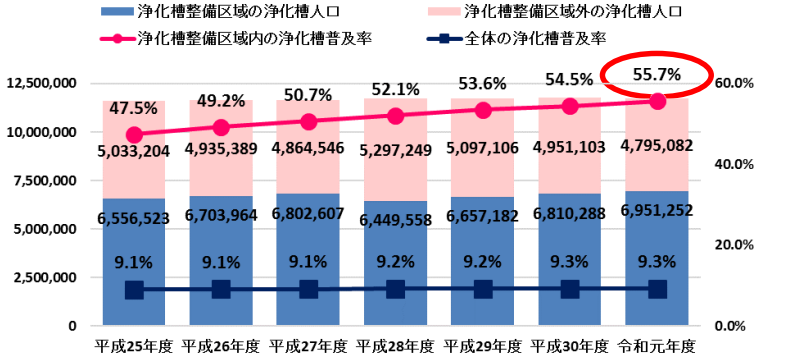
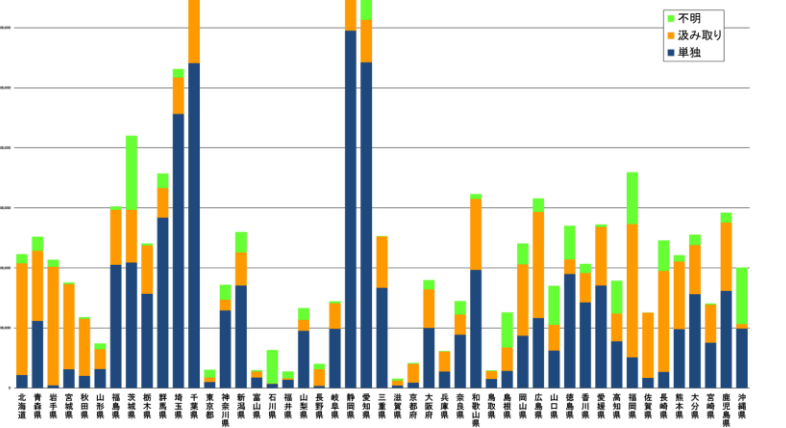


H30年度 国庫補助に占める単独転換の割合



単独転換は、国庫助成を受けて設置された浄化槽の約17%

都道府県別汚水処理未普及人口の内訳（令和元年度末）
（令和2年度汚水処理人口普及率調査結果より）



区域別の浄化槽人口及び普及率の推移
（集合処理区域を除く・単独処理浄化槽を除く）

2. 最近の浄化槽行政の方向性

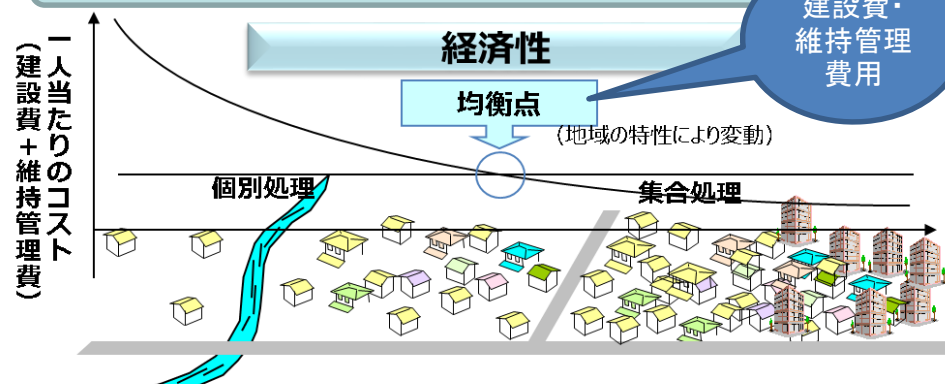
(1) 汚水処理施設の最適化に向けて

○汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する公共浄化槽や農業集落排水施設、各家庭で個別に処理する合併処理浄化槽等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特性等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定（汚水処理施設の最適化）。

○H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想想定マニュアルに基づき、各都道府県は、市町村と連携して都道府県構想(※1)の見直しを行い、市町村が当該構想を踏まえ区域の見直しを進める。

※1 都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。

都道府県構想の概念



人口密度の低い区域は個別処理（浄化槽）が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

- **10年概成**：今後10年程度を目途に汚水処理施設の整備の概成を目指す
- **持続可能な運営（20～30年程度）**：既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法を検討
- **浄化槽処理促進区域の指定**：市町村は、自然的経済的社会的な観点から浄化槽で汚水処理すべき地域を浄化槽処理促進区域として指定

最適化のイメージ

市町村の全体区域

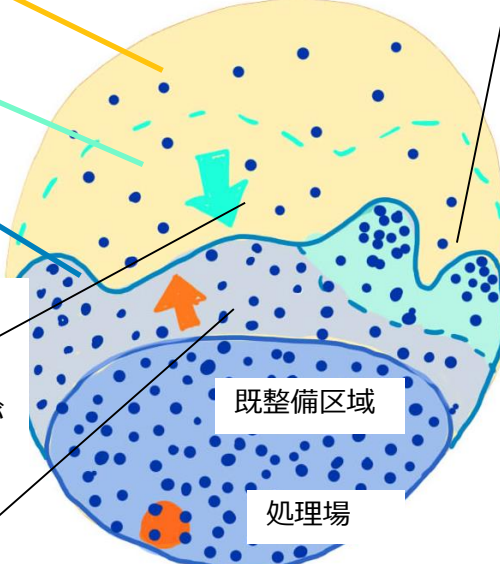
下水道整備区域（見直し前）

下水道整備区域（見直し後）

③整備に長期間を要する地域は浄化槽等の弾力的な対応

①人口減少等を踏まえた徹底的な見直し（整備コストや地域の移行を踏まえ、将来的にも真に下水道が必要な地域に絞り込み）

②早期・低コスト型手法での整備

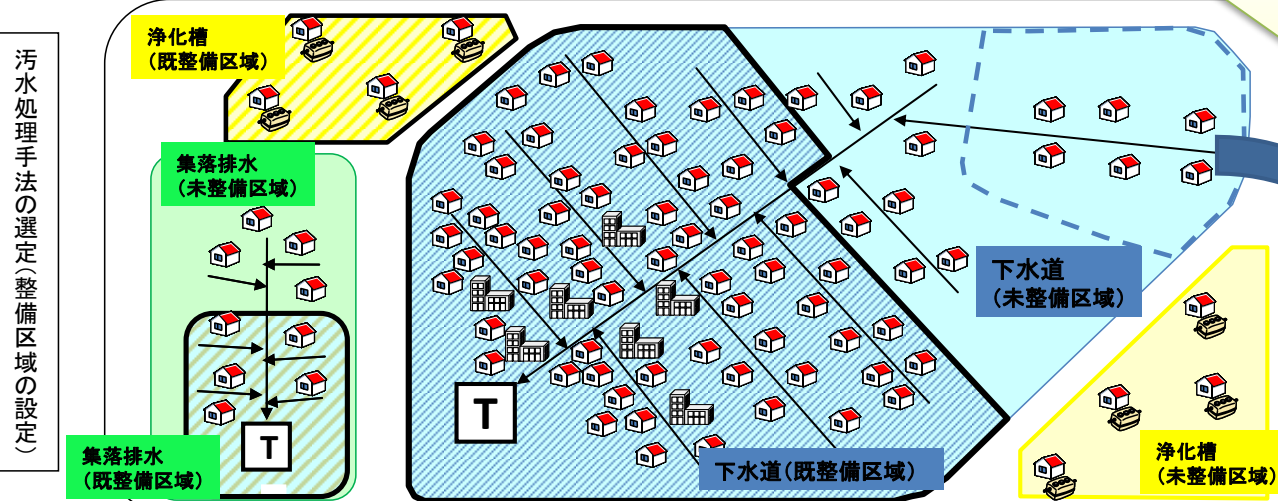


2. 最近の浄化槽行政の方向性

(2) 都道府県構想の見直しによる整備区域の見直しの一例

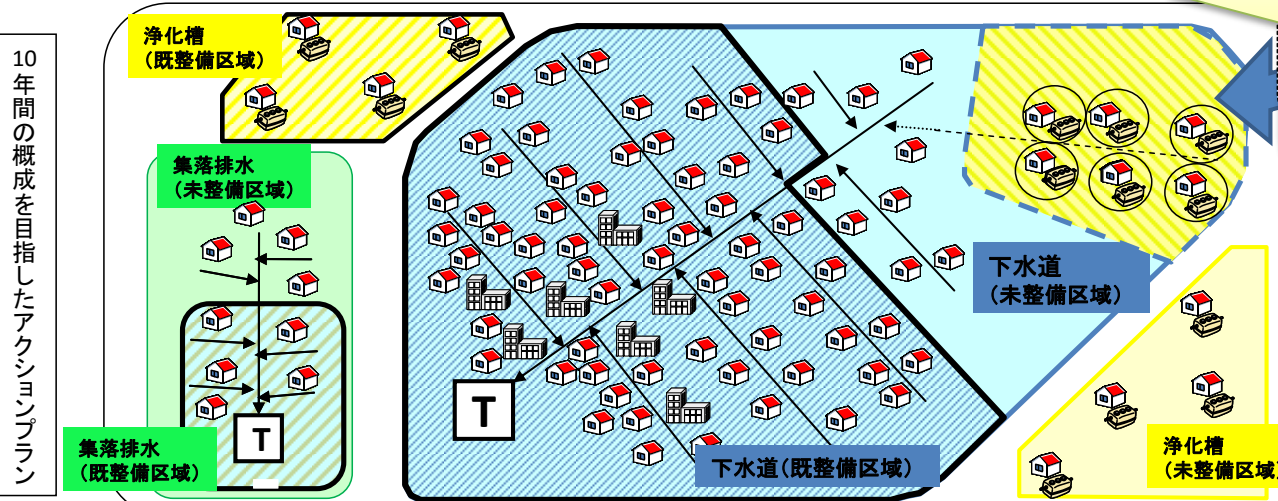
污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した整備手法の選定

①人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しが実施され、集合処理計画区域が浄化槽区域に見直し



時間軸を考慮した污水处理施設の早期概成を目標とした整備計画の検討

②早期概成の観点から集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直す場合も。



整備区域の凡例

下水道

集落排水

浄化槽

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(3) 廃棄物処理施設整備計画 ～浄化槽関連の記載概要～(平成30年6月19日閣議決定)

指標及び目標と目標達成に向けた措置

浄化槽整備区域の普及

指標 : 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

目標 : H29年度 50% → H34年度 70%

- 地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- 市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- 公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- 災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

(参考) 前計画の目標: 浄化槽処理人口普及率 9%(平成24年度見込み)→12%(平成29年度)[実績ベース9.3%(平成28年度)]

単独転換の推進

指標 : 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

目標 : H29年度 62% → H34年度 76%

- 特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- 公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- 浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

省エネ浄化槽整備の推進

指標 : 省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量

目標 : H29年度 5万トンCO₂ → H34年度 12万トンCO₂

- 先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進。
- エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等により、省エネ化推進。

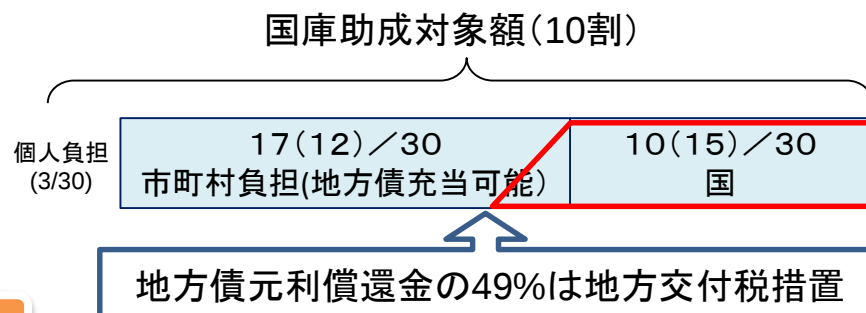
2. 最近の浄化槽行政の方向性

(4)市町村設置及び民間活用の普及促進

浄化槽市町村整備推進事業

- 市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、住民から適正な料金を徴収することにより、市町村の公営企業として維持管理を実施するもの。
- 平成6年の事業創設以降、計300市町村において実施。うち、171市町村は平成30年度末時点で整備事業を実施中。

高知県：1市町村(津野町)



市町村設置型浄化槽のメリット・デメリット

メリット

- ① 維持管理の徹底による放流水質の向上
- ② 設置時や維持管理に関する住民負担の軽減(金銭的・手間)
- ③ 業者においても長期的に安定した事業

デメリット

- ① 市町村の金銭的負担 増加
- ② 市町村の事務作業量 増加

民間の資金・ノウハウ

PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 17市町 (実施中含む)
(平成29年度末現在)

浄化槽事業民間活用

【民間活用制度】
指定工事店制度
PFI(BTO)
指定管理者制度

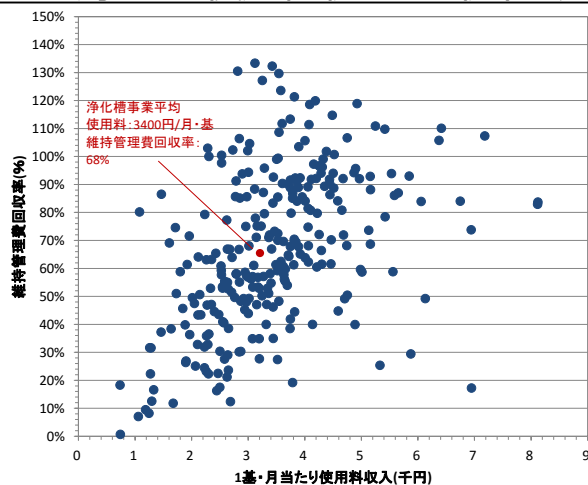
2. 最近の浄化槽行政の方向性

(5) 浄化槽市町村整備推進事業の経営状況

維持管理費の平均回収率は68%

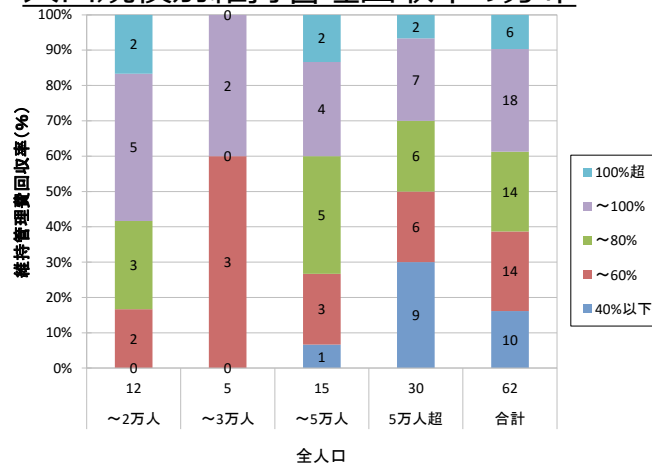
- 維持管理費の**平均回収率**は**68%** 使用料収入が高ければ、回収率も高い傾向
- **平均的な使用料設定**で**回収率74%程度**（平均的な使用料：約3,000～4,000円/（基・月））
- 自治体の行政人口が多くなるほど、維持管理費の回収率は低下傾向

1 基・月当たり使用料収入と回収率の分布



出所) 平成27年公営企業年鑑より作成

人口規模別維持管理回収率の分布



出所) 平成29年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務報告書より

	回収率高い自治体（回収率80%以上）	回収率低い自治体（回収率40%以下）
維持管理費用	都道府県平均より低い市町村が半数程度	都道府県平均より高い市町村がほとんど
使用料設定	維持管理費用に合わせて適正化	下水道使用料と同程度又は低い傾向

高回収率市町村：使用料金を維持管理費用に合わせて設定しつつ、維持管理費用を抑制

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(6) 浄化槽台帳整備の必要性

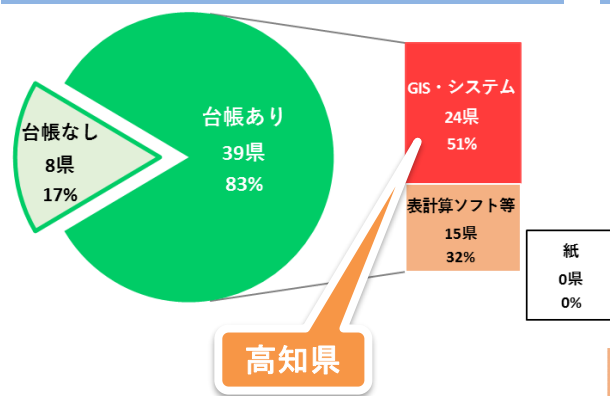
浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの**情報を整理し電子データ化したデータベース**とそれを**管理するシステムで構成**されたもの

現状と問題点

- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が**紙ベース**や**複数の電子ファイル**に分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できていない。
- **無届浄化槽**、**廃止済み浄化槽**が十分把握できていない。
- 関係者からの**情報の受け渡し**、**共有**が効率的に行われていない。

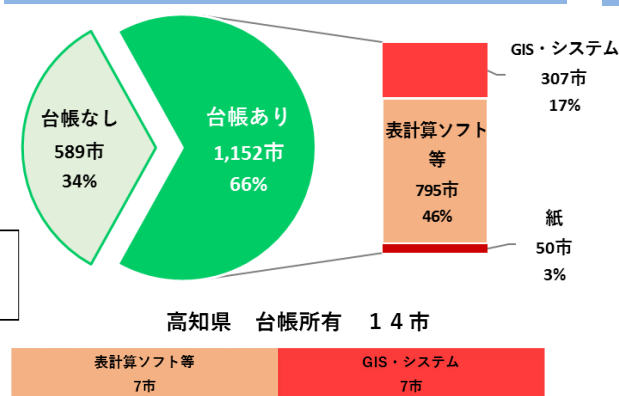
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約51%

出典) 環境省、平成31年度(令和元年度)浄化槽の指導普及に関する調査結果

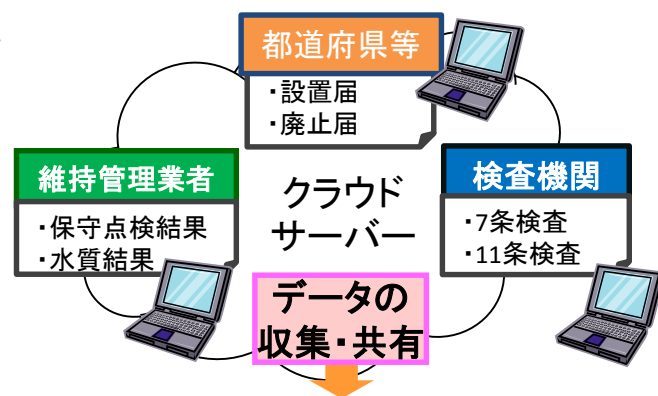
市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典) 環境省、平成31年度(令和元年度)浄化槽の指導普及に関する調査結果

浄化槽台帳システムのイメージ

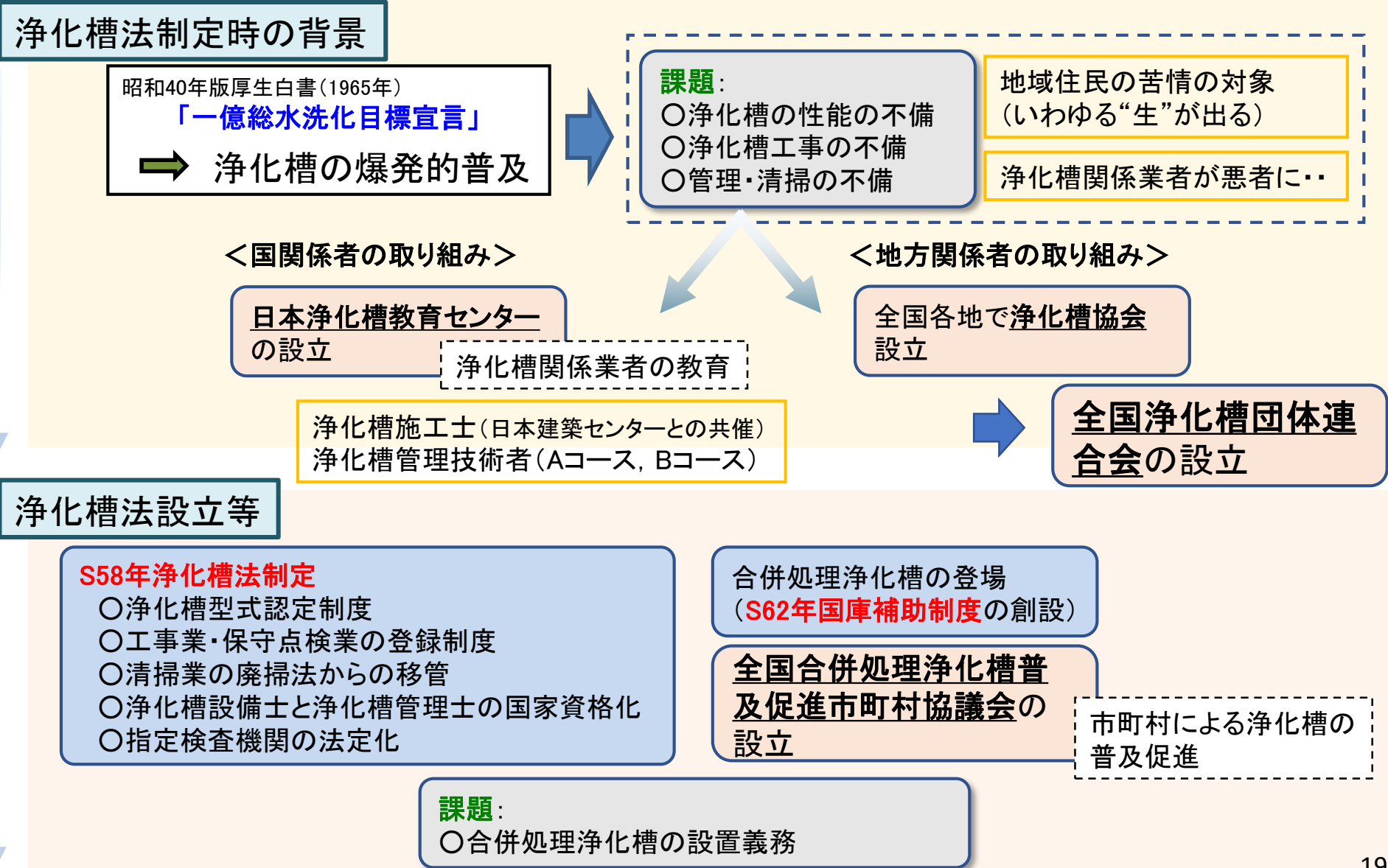


維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進！

浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立および災害対応力の強化に向けた情報整理・更新・精査が効率的に行える行政による浄化槽台帳整備**が必要**

3. 改正浄化槽法

(1) 浄化槽の歴史と浄化槽法



3. 改正浄化槽法

(2) 浄化槽法改正等と今後の方向

合併処理浄化槽の本格時代

H12年浄化槽法改正

- 原則、新設は合併処理浄化槽へ
(単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」)

H17年浄化槽法改正

- 浄化槽の監督強化を図る
(H19年に浄化槽専門委員会より「浄化槽ビジョン」を提示した)

課題:

- 既存単独処理浄化槽の合併処理への転換

「浄化槽ビジョン」

- 浄化槽区域の設定
- 既存単独処理浄化槽の合併化
- 情報化・国際化

パリ協定(地球温暖化対策)と今後の浄化槽

R1年浄化槽法改正

- ①浄化槽処理促進区域の設定
- ②単独処理浄化槽の合併化への措置
- ③台帳の整備と情報活用

平成末・令和の予算措置ー浄化槽での温暖化対策

- ①市町村推進事業の補助率1/3→1/2
- ②エネ特予算での中大型浄化槽のCO₂削減

- 市町村による浄化槽処理促進区域の設定と合併処理への推進
- 都道府県による合併化措置の促進(指定検査機関の活用)
- 浄化槽台帳の整備と情報ネットワークの構築
- 浄化槽設備士、浄化槽管理士等関係技術者への新たな浄化槽普及促進に向けた知識の再教育の場が必要
- 浄化槽のさらなるリノベーションの推進

※パリ協定

- ・2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組
- ・2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議」で合意
- ・政府は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を地球温暖化対策推進本部で了承するとともに、閣議決定(令和元年6月11日)

地域循環共生圏

SDGs

国際社会への適用

3. 改正浄化槽法

(3) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要① (令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布)

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

- ・我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の53%、400万基残存。
環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5
- ・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

※施行日:令和2年4月1日

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。
⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」= 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画
市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。
(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等

- ・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。
⇒違反者には勧告・命令が可能。
- ・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査
- ・使用に係る料金
- など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

3. 改正浄化槽法

(4)浄化槽法の一部を改正する法律の概要②

- 背景
- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
 - 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
 - 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
 - 「**単独処理浄化槽の転換**」と「**浄化槽の管理の向上**」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- **そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）**

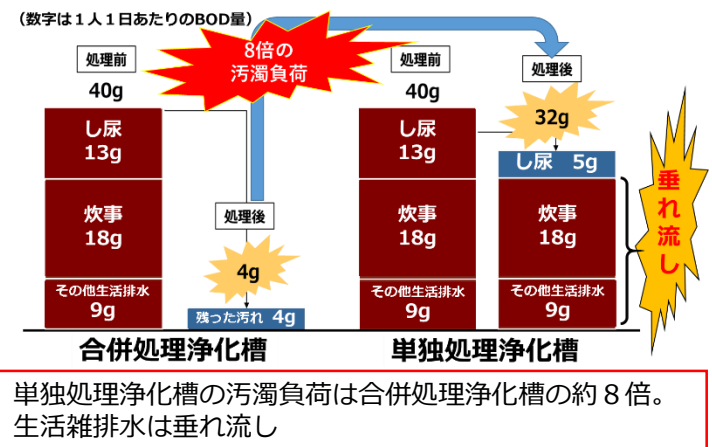
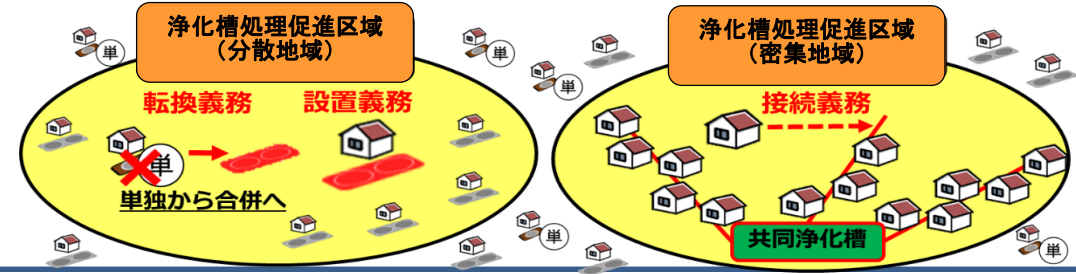


- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,000件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性



- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 自然的経済的社会的観点から、**市町村の浄化槽処理促進区域の指定**
- 区域内に**市町村が設置する公共浄化槽制度の創設**（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



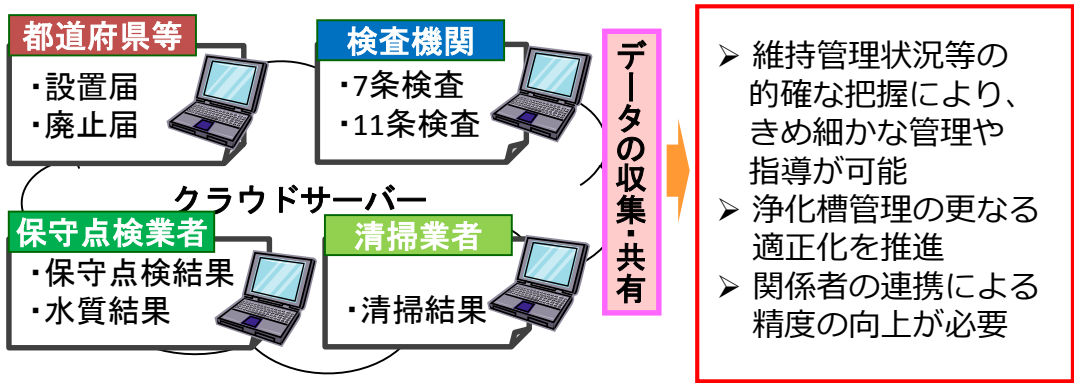
3. 改正浄化槽法

(5)浄化槽法の一部を改正する法律の概要③

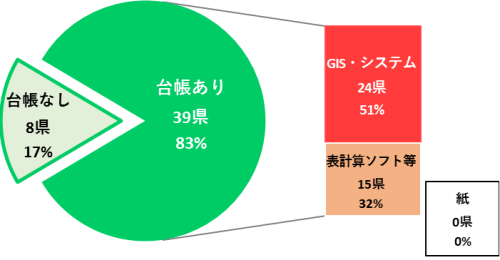
浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた**行政による浄化槽台帳整備の義務化**及び**休止手続き**（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の**明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ



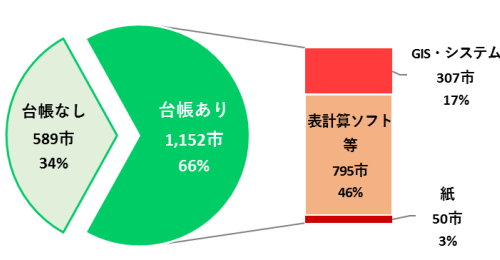
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約51%

出典)環境省、平成31年度(令和元年度)浄化槽の指導普及に関する調査結果

市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典)環境省、平成31年度(令和元年度)の指導普及に関する調査結果

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした**協議会の設置**（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に**浄化槽管理士の研修の機会を確保を要件化**



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

- **環境大臣の責務規定**として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

4. 令和元年度からの予算制度

(1) 単独転換に伴う宅内配管工事費の助成制度の創設

【概要】

浄化槽整備において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(以下、「単独転換」という。)を進めることで、水質保全の確保や公衆衛生の向上のみならず国土強靱化にも貢献することになる。しかしながら、浄化槽の交換に加えて生活雑排水を浄化槽に流入させる宅内配管工事に係る費用が余計に係ることが単独転換促進の阻害要因。

このため、単独転換による個人負担を軽減すべく、転換後の法定検査(7条、11条)の検査依頼書の添付を要件化し、単独転換に係る掛かり増しの個人財産となる宅内配管工事費を、上限額を決めて補助対象とする。

【対象工事内容及び工事費】

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。

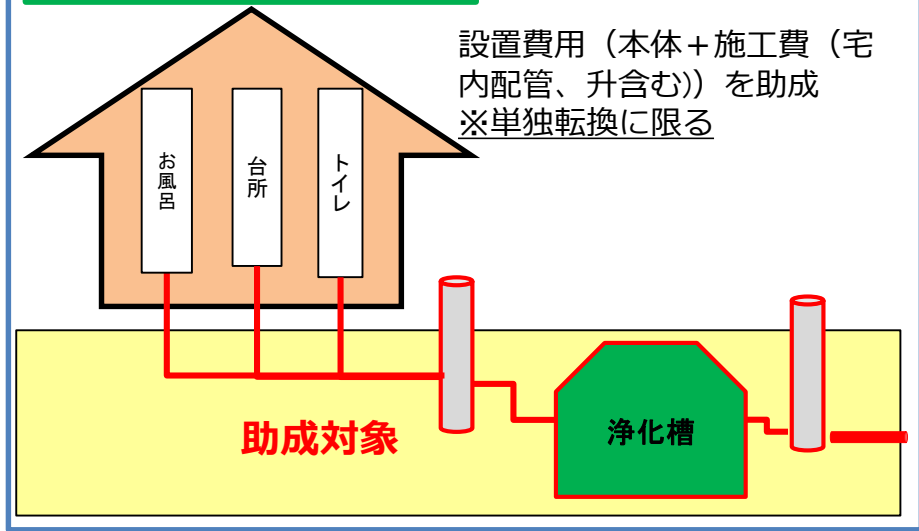
【対象事業の補助率及び助成内訳】

市町村負担2／3 (20万円)	国助成1／3 (10万円)	個人負担
--------------------	------------------	------

生活排水が未処理のまま水路に流入している事例



宅内配管工事費助成のイメージ



単独転換浄化槽設置工事例



4. 令和元年度からの予算制度

(2) 宅内配管助成にかかる実施状況調査

令和元年度5月時点における単独転換に伴う宅内配管工事への助成の実施状況等について、各自治体に対して調査を行った。その結果、有効回答があった1,446市町村のうち、国費を利用した宅内配管助成を行っている自治体は225市町村(15.6%)にとどまっている。また、実施をしていない1,221市町村(84.4%)のうち、今後実施予定がある市町村についても130自治体(9.0%)にとどまっている。

改正浄化槽法は単独転換を早急に推し進めるものとなっており、今後さらなる単独転換を促進するためにも、各市町村において本制度を積極的に活用していくことが必要。

◎宅内配管助成についての調査

宅内配管工事に対する助成を実施しているか（有効回答1446市町村）

している	していない
225	1221

していないのうち

今年度中に 開始予定	来年度以降 に実施予定	現在検討中 (未定含む)	実施する 予定はない	無回答
27	103	547	543	1

開始時期

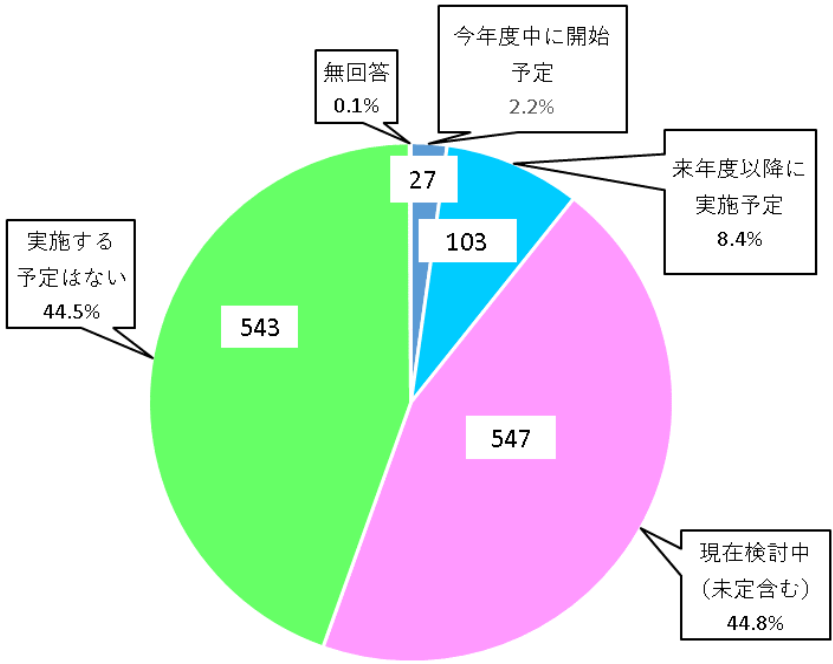
今年度を開始

5月	2
6月	3
7月	8
8月	2
9月	3
10月	5
未定	4

来年度以降に開始

令和2年度	92
令和3年度	9
未定	2

宅内配管工事を実施していない
市町村の今後の予定



5. 令和2年度予算

(1)令和2年度浄化槽整備関係予算の概要

改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進を図る。

○循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を生かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金 (単位:百万円)

	令和元年度 予算額		令和元年度 補正予算	令和2年度 予算		対前年度比
循環型社会 形成推進交付金	9,577 (9,979)	うち臨時 特例分※ 1,000	1,000	9,613 (10,196)	うち臨時 特例分※ 1,000	100.4 % (102.2 %)

()内は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額
※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費

○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽分)

既設の中・大型浄化槽の省エネ改修及び本体交換により低炭素化を図るための補助金 (単位:百万円)

	令和元年度 予算額	令和2年度 予算	対前年度比
二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金	2,000	1,800	90.0 %

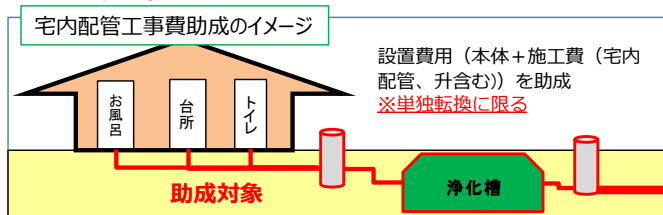
5. 令和2年度予算

§1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与

○単独転換に伴う宅内配管工事費の助成制度(交付率1/3)

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。



§2 浄化槽処理促進区域の指定

自然的・経済的・社会的観点から、市町村が浄化槽処理促進区域を指定

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、設置要件に付与。

○浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

§3 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が設置計画に基づき設置・管理する公共浄化槽制度を創設

○浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

○公共浄化槽整備推進事業【市町村設置型】(交付率1/3)



§4 浄化槽台帳の整備

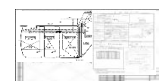
関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化

○浄化槽台帳の改修等への助成(交付率1/3)

データの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び、既存の台帳システム改修に要する費用への補助。

悉皆調査

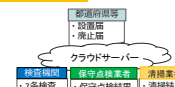
浄化槽台帳の電子化・システム化



紙媒体



電子媒体



システム整備

○浄化槽リノベーション推進事業費(行政経費)

環境省において、浄化槽台帳システムを構築、環境省ホームページにて公開し、地方公共団体に無償で配布予定。

予算制度の活用と合わせて改正法の施行にしっかり取り組む

5. 令和2年度予算

令和2年度予算 9,613百万円(9,577百万円)
令和元年度補正予算 1,000百万円

(2)循環型社会形成推進交付金の概要

【事業目的】

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② 浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者(保守点検、清掃)の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。
- ③ 令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。

【事業内容】

●浄化槽設置整備事業(個人設置型)(交付率1/3)

改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)
(交付率1/2)

改 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大(管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む))(交付率1/3、1/2)

●公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)(交付率1/3)

改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)
(交付率1/2)

改 商業地域等で通常よりも多量の污水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定 (交付率1/3、1/2)

改 市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加 (交付率1/3)【令和元年度補正予算～】

新 浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

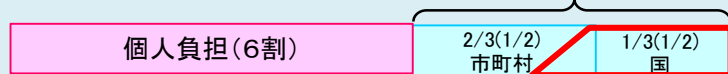
浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

新 地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び既に浄化槽台帳を整備している自治体(都道府県及び市町村)が行う既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。(交付率1/3)【令和元年度補正予算～】

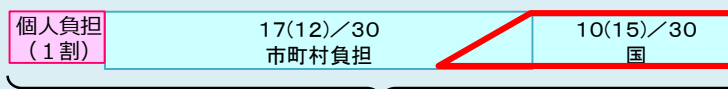
【補助対象、事業イメージ】

○ 浄化槽設置整備事業(個人設置型)

助成対象額(4割)



○ 公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)



国庫助成対象額(10割)

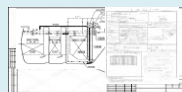
○ 浄化槽台帳の整備を通じた管理の向上

悉皆調査

浄化槽台帳の電子化・システム化



現地調査



紙媒体



電子媒体

都道府県等
・設置届
・廃止届

クラウドサーバー

検査機関
・7条検査
・11条検査

保守点検業者
・保守点検結果

清掃業者
・清掃結果

システム整備

5. 令和2年度予算

(3)省エネ型浄化槽システム導入推進事業

事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

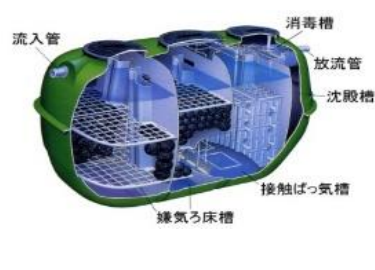
事業内容

- ①51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ②改 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

補助内容

浄化槽（中・大型浄化槽）省エネルギーシステム導入支援

・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



10万円/t-CO₂

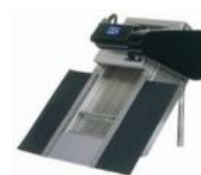
・大型浄化槽の機械設備の例

（高効率ブロワ）



8万円/t-CO₂

（スクリーン）



（インバータ制御装置）



エネルギー起源CO₂の排出抑制

5. 令和2年度予算

(4)浄化槽リノベーション推進事業費

事業目的

- 浄化槽の災害推計や被災リスクを整理し、災害時の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成し、頻発する災害に対応した浄化槽の防災機能の向上による国土強靱化を図る。
- 全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法の検討や、浄化槽台帳のビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行うことにより防災機能の向上を図る。

事業内容

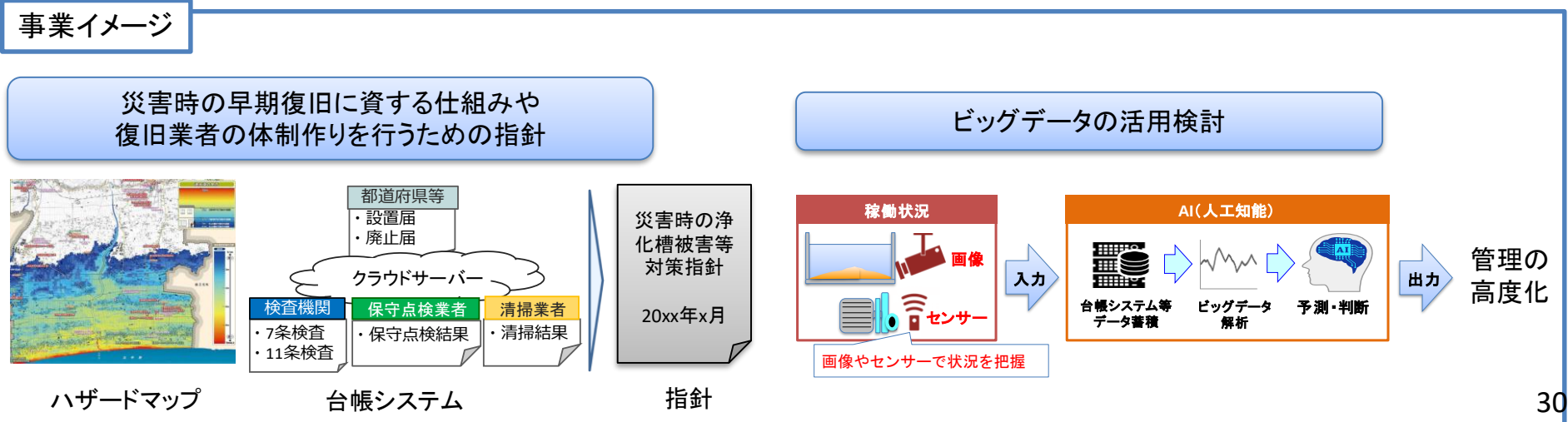
令和元年台風15号および19号による水害や長期間に渡る停電の発生を受け、浄化槽への浸水・土砂の流入による内部破損、放流停止による使用不可、汚水処理能力低下等の報告があったところ。

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

事業スキーム

■ 事業形態：請負事業 ■ 請負者：民間業者・団体 ■ 実施期間：令和元年度～4年度（予定）



6. 令和3年度概算要求の概要

- 改正浄化槽法の施行(令和2年4月1日)を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進をさらに推進するために、令和3年度においても必要な要求を行う。
- 併せて、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大等について、補助メニューの見直しに係る要求を行う。

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) 8,613百万円 + 事項要求(※1)
市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。

	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額	対前年度比 %
【当初額】 循環型社会形成推進交付金	(※2) (10,196) 9,613	(9,107) 8,613 +事項要求	(89.3) 89.6 (※3)
(うち、防災・減災、国土強靱化のための3か 年緊急対策費)	(1,000)	— 【単位:百万円】	

※1)令和3年度概算要求においては、公共事業など来年度の必要な経費を正確に見積もることが難しい事業においては、前年度予算(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費計上額を除く)を上回る額について金額を示さず事項のみの要求となっている(各省共通)
※2)上段()は、内閣府[沖縄]、国土交通省[北海道、離島]計上分を含めた額
※3) 令和2年度予算額のうち、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費に計上された1,000百万円を除いた額と令和3年度要求額とを比較すると対前年度比は100%である。

6. 令和3年度概算要求の概要

1. 浄化槽整備のための国庫助成(前項からの続き)

- 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分) 1,800百万円
省エネ型の浄化槽システムの導入を推進する事業

【単位:百万円】

	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額	対前年度比 %
【当初額】 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金	1,800	1,800	100.0

上記の他、

- 地方創生推進交付金(内閣府に計上) 1,000億円の内数
地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための交付金。
本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤
強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設等を総合的に整備する污水处理
施設整備交付金等)から再編され、平成28年度に創設されたもの。

6. 令和3年度概算要求の概要

＜循環型社会形成推進交付金＞

改○ 公共浄化槽等整備推進事業(市町村整備型)により整備された浄化槽の改築への助成等【市町村設置型】

- ・市町村が公共浄化槽等整備推進事業（旧：浄化槽市町村整備推進事業）により整備した浄化槽について、設置後年数が経過し老朽化が進行しているものがあり、今後増加する見込みである。これらの浄化槽について、市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき、更新よりも計画的な改築によることで浄化槽の長寿命化に貢献するものについて、その改築に要する経費に対して助成を行う。（助成率1/3）
- ・併せて、「浄化槽整備効率化事業」に、市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充する。（助成率1/3）

改○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し等【個人設置型、市町村設置型】

- ・過疎地域における、コンパクトシティとして再編する集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るため、「過疎地域の集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽整備」について本事業の設置要件に算入できるよう、要件見直しを行う。
- ・また、東日本大震災により被害を受けた地域における浄化槽の整備について、新たに同事業の対象とする。（助成率1/2）

改○ 基準額調査に基づく補助基準額の見直し【個人設置型、市町村設置型】

- ・豪雪地域(特に寒冷地)における凍結防止措置に必要な追加工事等にかかる基準額について、基準額調査に基づき実情にあった金額に見直し、浄化槽設置者の負担の平準化を図る。（助成率1/3、1/2）

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））

【令和3年度要求額 8,613百万円＋事項要求（9,613百万円）】

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、また、緊急点検の結果、老朽化し破損している浄化槽が多数残存していることが判明している。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたところであり、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。また、改正浄化槽法では、公共浄化槽制度の創設や浄化槽台帳整備等も規定されたところであり、これらの政策目的を実現し、汚水処理のリノベーション、最適化を推進する必要がある。
- ② 東日本大震災により被害のあった地域、過疎地域、豪雪地域の実情にあった浄化槽普及を推進する必要がある。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業（①浄化槽設置整備事業（個人の浄化槽の設置に対して補助する事業）、②公共浄化槽等整備推進事業（市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業））の実施に要する費用の一部を交付金として交付する。

令和3年度においては、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、地域の実情等に合致する補助基準額の見直し、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大について補助メニューの見直し等を行う。

1. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築への支援等（市町村設置型）（交付率1/3）

市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「長寿命化計画」に基づき、市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽を改築する事業を補助メニューに追加。

併せて、浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）に市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充。

2. 基準額調査に基づく補助基準額の見直し（個人設置型、市町村設置型）（交付率1/3、1/2）

豪雪地域（特に寒冷地）における凍結防止措置に必要となる追加工事等にかかる基準額について、基準額調査に基づき実情にあった金額に見直し、浄化槽設置者の負担の平準化を図る。

3. 環境配慮・防災まちづくり事業の要件見直し等（個人設置型、市町村設置型）

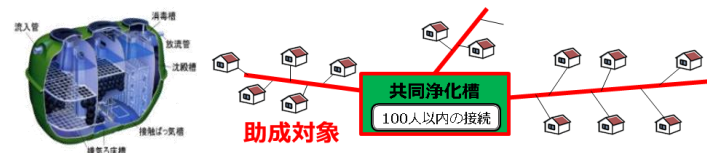
過疎地域における集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るための設置要件の適用の見直しとともに、東日本大震災により被害を受けた地域の浄化槽整備について対象に拡充。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）

助成対象額（4割）

個人負担（6割）	2/3(1/2) 市町村	1/3(1/2) 国
----------	-----------------	---------------

○公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）

個人負担（1割）	17(12)/30 市町村負担	10(15)/30 国
----------	--------------------	----------------

国庫助成対象額（10割）

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

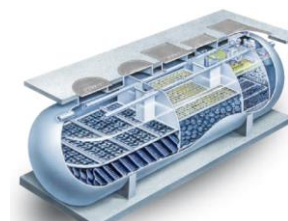
- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
- ・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・大型浄化槽の機械設備の例



（高効率ブロワ）



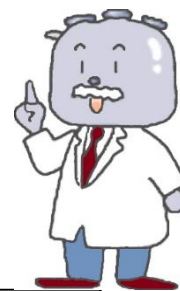
（スクリーン）



（インバータ制御装置）



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>